

健康福祉局職員提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 川崎市職員提案審査委員会設置要綱(12川総行推第121号)第4条の規定に基づき、健康福祉局職員提案審査委員会(以下「局委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 局委員会は、健康福祉局に係る提案について審査する。

(組織)

第3条 局委員会は、委員長、委員をもって組織し、別表に掲げる職の者をもって充てる。

(局委員会)

第4条 局委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、会務を総理し、局委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 局委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 局委員会において審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査の方法)

第5条 局委員会は、川崎市職員提案審査委員会から送付される提案票及び提案審査票に基づき、提案された内容の実施の可否について審査を行う。

2 局委員会は、前項の規定により審査した結果を様式1(提案審査結果票)にまとめて、川崎市職員提案審査委員会に提出するものとする。

(庶務)

第6条 局委員会の庶務は、健康福祉局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、局委員会の運営について必要な事項は、委員長が局委員会に諮って定める。

附 則(21川健庶第631号・局長専決)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	補 職 名
委員長	健康福祉局長
委 員	医務監
	理事・看護短期大学事務局長
	総務部長
	長寿社会部長
	保健医療部長
	健康安全室長
	地域福祉部長
	障害保健福祉部長
	総務部庶務課長
	総務部企画課長